

いじめ防止基本方針

蓮田市立黒浜南小学校

学校教育目標 「かしこい子」「なかよくできる子」「たくましい子」
 目指す学校像 「保護者・地域から信頼される学校～迅速、明確、誠実に対応する学校～」

〈いじめ防止の具体的取り組み〉

いじめの定義…当該児童が一定の人間関係にある者から、
 心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、
 精神的な苦痛を感じているもの。

いじめ防止の具体的取り組み

- ①全教職員の危機意識を高め、気になることをすぐに伝える
 雰囲気づくり。
 職員会議や校内研修等において、全職員でいじめの定義の
 理解と共通認識を深める。
- ②いじめ撲滅宣言

黒浜南小学校 なかよし宣言
 わたしたちは、明るく楽しい学校をつくるために
 みんなでひきょうないじめをなくすことをめざし
 勇気を持って次のことを宣言します。

1. わたしたちは いじめをしません!
 (いじめはひきょうで はんざいです)
2. わたしたちは いじめをゆるしません!
 (見たらまわりのおとなに話します)
3. わたしたちは 友だちを大切にします!
 (やさしい言葉となかまを大切にします)

黒浜南小学校 みんなでちかいます

- ③児童会との連携
 なかよし集会を通して「なかよし宣言」を行う。
 - ④人権教育との連携
 人権作文・人権標語
 - ⑤道徳教育の推進
 職員研修・授業改善・道徳資料の作成
 - ⑥地域の教育力を生かした豊かな体験活動
 (米作り、ジャガイモ掘り、折り紙、絵手紙等))
- * 未然防止、早期発見、早期対応、教育相談体制の充実、生徒
 指導体制の充実、校内研修、警察との連携、教育活動内での意
 識の啓発、教科・領域その他の活動、児童用チェックリストの作成
 と活用、教職員の意識確認チェックリストの実施
- * 教職員がいじめの情報を学校内で共有しないことは、「いじめ
 防止対策推進法」の規定違反となる。
- * いじめの「重大事態」とは、①いじめにより児童の生命、心身
 又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合、②い
 じめを受けていた児童が、そのため相当の期間、欠席を余儀な
 くされている疑いがある場合、である。

〈早期発見から早期対応のために〉

- (1) 子どもたちが出すサインに気づく
 - ①登下校時・朝の会等
 - ・欠席、遅刻、早退が目立つ。
 - ・表情が暗く、どことなく元気がない。
 - ・どこかおどおどして、脅えているように感じられる。
 - ・教師と視線を合わせようとしない。
 - ②授業時間
 - ・身体の不調を訴え、保健室や職員室への出入り
 が頻繁になる。
 - ・よい発言や行動をしたのに周りから賞賛や評価
 が得られない。
 - ・特定の子が発言すると、ふざけた反応や冷やか
 しの声がかかる。
 - ・机や教科書、ノートに落書きが目立つ。
 - ③給食時や休み時間
 - ・食事が減る。(食べない)
 - ・ポツンと一人で食事をしている。
 - ・休み時間一人でいることが多くなる。
 - ・保健室や図書室などにいることが多く、職員室の
 まわりをうろろしている。
 - ・他の学級の友人と過ごすことが目立つ。
 - ④その他生活全般
 - ・元気がない。
 - ・持ち物を隠される。
 - ・他の子から強い口調で、呼び捨てにされたり、あ
 だ名で呼ばれる。
 - ・頻繁にお金を持ち出す。
 - ・顔や身体にあざがある。

- (2) 早期発見のための手だて
 - 1 観察
 授業だけでなく、休み時間等にも声をかけて、子
 どもの様子に注意をはらう。また、日常の日記や
 学級日誌等を通して子どもの理解に努める。
 - 2 情報収集
 定期的な教育相談や連絡ノートによる家庭連絡
 を通して、子どもや保護者からの情報を積極的に
 収集する。アンケート調査を実施し、早期発見に
 つなげる。

* けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性
 に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

〈いじめが起こった場合の組織的対応〉

